

國學院大學學術情報リポジトリ

足利将軍権力の消失

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水野, 嶺, Mizuno, Rei メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000415

足利将軍権力の消失

水野 嶺

はじめに

天正年間の将軍足利義昭の評価として、奥野高広氏は天正元年（一五七三）の京都からの退去を以て幕府の終焉とした。⁽¹⁾ 長らく通説となっていたこの説に対して、藤田達生氏が、天正四年に備後国鞆の浦に動座し毛利氏の庇護下に入って以後の義昭の権力を評価し、「鞆幕府」として位置づけたことにより、天正元年以降の義昭にも注目がされるようになる。⁽²⁾ さらに、山田康弘氏は、相互に補完し合う将軍と大名たちとの総体である「幕府」は、天正元年以降も続いていたと考えるべきであるとして、天正元年以降の「信長包囲網」を広義の幕府と見做している。⁽³⁾

筆者はかつて、義昭の栄典授与事例における授与範囲と授与過程の在京期と在鞆期の比較から、天正年間における将軍の儀礼的権威の衰退を指摘した。⁽⁴⁾ また、木下昌規氏は、天正元年以降の将軍権力について、将軍直臣らの活動や幕府奉行奉書の発給事例、義昭自身の認識の観点から検討を行い、当該期の将軍・幕府は積極的評価をするには値しないと結論づけている。⁽⁵⁾

このように天正年間における将軍義昭をめぐる、現在意見は二分している。そこで本稿では改めてこの問題につい

て、考察を行うものとする。ただし、本稿では「幕府」の存続を論点とするのではなく、將軍による権力行使や將軍の權威という点について検討を加えていくこととする。

足利氏の權威について、佐藤博信氏が古河公方足利氏の權威喪失の過程を明らかにしている。⁽⁶⁾古河公方足利義氏は、ある一時期までは北条氏の権力内に包摂されながらも独自の——古河公方としての特有の——役割を果たしていたが、永祿十二年（一五六九）の越相同盟締結により、関東管領上杉謙信が足利義氏を認めたことにより、反北条氏勢力が公方離れを強め、義氏は対外的機能を消失し伝統的權威＝貴種として存在するに過ぎなくなつたと指摘している。

義昭の場合、輦動座以降天正年間に將軍として何をし得たかということについて、言及しているものは多くはない。ところが、織田信長死後、豊臣政権における九州出兵に際し、義昭の存在は俄に脚光を浴びる。たとえば尾下成敏氏は、秀吉が九州停戦命令において、正親町天皇の「叡慮」を命令の中に明記したのは、形式上は將軍足利義昭よりも上位に位置する天皇の意思を前面に立てること、室町將軍の命じる大友攻めを拒む名分を毛利氏に与えようとしたためであると指摘する。⁽⁷⁾また、この九州出兵段階で、義昭と豊臣政権が通じており、そのため義昭御内書に豊臣秀長の名が記されたとの指摘もある。⁽⁸⁾

しかし、これらの論考でも天正十年以降の義昭の政治的な立場を検討していない。そこで、天正年間における義昭と諸大名の関係から、義昭の政治的立場についても考察を行うものとする。

一 義昭と毛利氏

天正元年（一五七三）七月、義昭は織田勢の攻撃を前に槇島城を退去し、河内国若江城に居所を移すと、毛利輝元・

吉川元春・小早川隆景へ援助を求め御内書を発給している。⁽⁹⁾しかし、毛利氏側はこの要請に応じず、さらには織田信長との敵対を選ばなかったため、義昭はこれを非難している。⁽¹⁰⁾

さて毛利氏は、このとき信長と義昭の帰洛についての交渉を行っていた。そして、交渉の結果、信長は義昭の帰洛に同意し、⁽¹¹⁾輝元は義昭へ「都鄙安泰之基」のためにも京都へ戻ることを勧めている。⁽¹²⁾しかし、義昭が信長へ人質を求めたことで交渉は決裂し、義昭は紀伊国由良へと居所を移すこととなる。このとき、毛利氏は織田氏との敵対することを避けるため、使僧であった安国寺恵瓊をして、義昭に対して西国には下向しないよう強く言い含めている。⁽¹³⁾

天正四年二月、紀伊国に滞在していた義昭は、備後国鞆の浦へと居所を移した。二月八日付で義昭は、小早川隆景・吉川元春・熊谷信直らをはじめとする毛利氏に属する国衆などへ、御内書によって鞆への移座を告げ協力を求めている。⁽¹⁴⁾ところが、輝元はすぐに義昭を受け入れたわけではなかった。

【史料一】(天正四年)二月二十一日付足利義昭御内書⁽¹⁵⁾

雖^レ數度染筆、各相談之故、不^レ及^レ請之段尤候、然者今度下向一篇被^レ頼思食、究^レ一身覺悟之間、守^レ主從之旨、馳走候様、对^レ輝元加^レ意見者、可^レ為^レ喜悅^一候、委細上野大和守^(秀政)・小林民部少輔可^レ相達^一候、猶昭光可^レ申候也、^(真木島)

三月廿一日 (花押)

福原出羽守とのへ^(貞俊)

義昭の鞆の浦への下向とその受け入れは、織田氏との全面戦争に発展するため、毛利氏としてもすぐには受け入れることができなかったであろう。その状況をうけ、義昭は毛利家臣福原貞俊に対して、輝元へ自身の受け入れを進言するよう求めたのである。さらに、同内容の御内書は吉川元春宛のものもあり、⁽¹⁶⁾義昭の焦りが看取できよう。

結局、毛利家が正式に義昭を受け入れたのは、五月になってからである。

【史料二】（天正四年）五月十三日付足利義昭御内書⁽¹⁷⁾

当家事、可^レ令^レ馳走^レ旨、尤神妙候、然者、條數之通、八幡大菩薩照覽、不^レ可^レ有^レ相違^レ候也、

五月十三日

（花押）

毛利右馬頭とのへ^(輝元)

輝元との間に何かしらの約定が成立し、義昭は輝元に対し「照覽型起請文」を認めた。そして、同日付で熊谷・平賀氏などの国衆に対し、義昭への協力を輝元が請けたことが、義昭御内書と輝元副状により通達されるのである。⁽¹⁸⁾

この輦動座に関連する文書には、この五月十三日を境として、義昭御内書の伝達経路に変化がみられるようになる。二月八日付御内書では、各宛所への使者は上野秀政と小林家孝の両名が記され、三月二十一日付御内書でも同様である。ところが、五月十三日付で発給された御内書では、平賀・熊谷・天野・周布の各氏宛のものでは副状発給者が輝元となり、輝元書状にて「国之旁江被^レ成^レ御内書候、有^レ御頂戴、御請可^レ然候⁽¹⁹⁾」と記されるのである。さらに、備後国衆である山内隆通・元通父子に対しては、義昭御内書は輝元宛に発給され、父子に対しては輝元書状にて「被^レ対^レ我等^レ御内書如^レ此候、有^レ御頂戴、自今以後、御馳走肝要候、然者御請可^レ調給^レ候⁽²¹⁾」とある。すなわち、それまで国衆などへ直接もたらされていた御内書は、義昭の受け入れ決定を機に、義昭→輝元→国衆と輝元を介して伝達されるようになるのである。

また、武田氏や上杉氏といった対大名に対してもこの旨は伝えられ、そこには毛利氏が義昭への協力を受諾し「捧^レ御請文⁽²³⁾」たと記されている。この「御請文」とは、どんなものであったのであろうか。輝元のものではないが、天正四年に義昭に対して出されたと考えられる請文が残っている。

【史料三】天正四年六月十二日付天野元政請文案⁽²⁴⁾

御内書謹而頂戴仕候、抑就「至此堺」被_レ移_レ 御座之儀、可_レ致_レ馳走之由、被_レ仰出_レ候、存_レ其旨候、委曲

毛利_(輝元)可_レ為_レ言上候、此等之趣預_レ宣御披露候、誠恐誠惶謹言、

〔_(異筆)天正四年_(丙)〕

六月十二日 散位元政_(請文) (裏花押)

進上 御奉行所

本状は天野元政が書いた請文の案文となるが、義昭受け入れの文書傳達経路と本状の「委曲毛利可_レ為_レ言上候」との文言から、輝元を通じて義昭に渡つたと考えられる。ここでも、義昭と国衆の間に輝元が介在しているのである。

義昭受け入れの一連の経緯からは、毛利氏に属する国衆と義昭との間に、直接的な関係を極力創出させないようにしようとする輝元の意図がみえる⁽²⁵⁾。また、こうした毛利氏が介在する事例は、足利義輝御内書によって安芸国衆などへ官途授与が行われた際の御内書傳達経路に類似し、毛利氏の他の国衆に対する優位性を物語るものである⁽²⁶⁾。似たような事例は毛利氏以外の大名家でも確認ができ、島津氏の場合も、義昭からの使者に対して「一家中」への御内書発給を控えるよう求めている⁽²⁷⁾。

このような事例からは、戦国大名が家中統制において、将軍と直接御内書の授受を行う国衆の処遇を問題としていたことがうかがえる。すなわち、先行研究において利点と捉えられてきた将軍の有する外交ルートが、大名の家中統制においては不利益を生じさせていたという可能性が十分に想定できるのである⁽²⁸⁾。そして、毛利氏は義昭動座をうけ、その危険性が膨らみ、義昭との間に約定を設けることでこの問題に対処したのである。

つまり、義昭は輝元に受け入れられたものの、一程度の制約が課せられたのである。それが【史料二】にある「條款」

であり、その全容はうかがい知ることにはできないが、義昭受け入れ時や栄典授与時における一連の文書のやりとりとなつて垣間見えるのである。

本章では、毛利輝元による副状発給という点から、義昭の動座の影響について考えていく。

二 義昭への制限

義昭が鞆の浦に移り、それを毛利氏が擁立することを表明したことで、毛利氏は御内書の副状を発給するようになり、將軍の有する外交範囲を自家のものとした。それは、鞆の浦動座後の義昭御内書には、幕臣副状・毛利輝元書状・吉川元春か小早川隆景副状が付されるようになることからもうかがえる²⁹。先行研究で明らかにされた対武田氏・対島津氏のほかにも、対上杉氏などでも同様の事例が確認できる³⁰。

こうした事例は、先行研究でも言及されているように、たしかに毛利氏にとっての利点といえる。では、義昭側からみた場合、鞆動座はどのような変化をもたらしたのであるうか。

義昭と島津氏との交渉から一例をあげる。天正六年（一五七八）、義昭は島津氏に対して大友氏を攻めるように命じているが、その理由として「大友家 上意疎懷」と毛利氏が京都に軍を向ければ大友氏が防長方面へ兵を向けることとなつているが³¹、輝元からの要請があつたためであるともする³²。

なぜ、義昭と大友氏は疎遠なのであるうか。在京期、義昭は大友氏に対して毛利氏との和平を命じ、政權の中核にあつた久我宗入を豊後に下向させている³³。こうした義昭側の働きかけに対して、大友宗麟は和睦に同意を示し、さらには上洛するとさえ応えている³⁴。つまり、とりたてて疎遠ということはないのである。とすると、原因は天正元年以

降に求められる。そこで、思い出されるのは、毛利氏と大友氏との関係であろう。この両家が北九州の覇権をめぐり争っていることは、夙に知られていよう。天正四年に毛利氏と同盟を結んだ武田勝頼が、輝元に対して大友氏との和睦を勧めているのもその関係の現れであるが、毛利氏と大友氏の和睦は成立をみなかったのである。

この島津氏・大友氏との交渉から考えられることは、当該期における義昭・輝元の外交は、輝元主導で行われていたということである。義昭が幕臣などを引き連れて鞆の浦に動座したとはいえ、織田氏と干戈を交えるのは毛利氏である。その毛利氏が自家を有利にするために外交を主導的に展開するのは、当然といえは当然である。しかし、そこに義昭側からすれば、制約があるといわざるを得ないのではないか。

將軍御内書に大名が副状を付すといえは、類似状況として想起されるのは、義昭と信長間で交わされた「五ヶ条の条書」である。その第一条には「一、諸国へ以て御内書被_レ仰出子細有_レ之者、信長二被_レ仰聞、書状を可_レ添申_一事」とある。これは信長と義昭との間で交わされた密約であり、そしてこれまで將軍の権力行使の制約と理解されてきた。⁽³⁷⁾ 信長との間では、この条文については徹底されなかったが、これまでみてきたように輝元と義昭との間では、対大名宛御内書に輝元副状が発給されており、在京期より徹底した御内書発給形態がとられたのである。

そして、対大名への外交文書以外にも、天正年間における義昭の発給文書をみると、その多くに副状発給者として輝元の名が記されている。その内容は、毛利氏に属する国衆への官途授与などが該当する。⁽³⁹⁾ すなわち、義昭単独で政治的な文書を発給することは、毛利氏の外交・家中統制に抵触してしまうこととなり、できなかったのである。

こうした毛利氏主導の状況を義昭が受容せざるを得なかったのは、ひとえに自身の窮状のためであろう。たしかに、毛利氏側からしたら將軍を戴き、名実ともに一体的ともいえよう。しかし、將軍側からの観点でみれば、当該期を広義の「幕府」とし將軍権力を行使していたとみるには、制限が多く万全ではないといわざるを得ないであろう。

一方で、副状発給者として輝元の名が記されていない御内書もある。その御内書の内容として多いものひとつに、正月の祝儀に対する返札がある。これらの発給対象者は、毛利輝元・小早川隆景・吉川元春などとなる。⁽⁴⁰⁾ただし、「右田毛利家文書」に残る年頭祝儀の返札となる真木烏昭光書状十一通のうち、一通のみ毛利輝元に宛てたものがある。そこには「天野少輔六郎年頭御祝儀被_レ申入_レ付而預_レ貴札候」とあり、年頭祝儀も輝元の仲介が必要であった可能性は残る。⁽⁴¹⁾

ほかには、在陣慰労や戦功督促のような内容のものが多く見受けられる。たとえば、天正六年五月、播磨へ在陣していた諸将に対し、義昭は在陣慰労の御内書を発給しており、吉川・小早川・平賀・益田・草刈・天野・周布宛のものが確認できる。⁽⁴²⁾この御内書は全て五月九日付で発給されているが、吉川元春・小早川隆景宛のものには使者として曾我晴助を派遣したことが記されており、この文言はその他宛てのものにはなく、御内書の文言に若干の差異がみられる。この事例からは、文書の伝達経路が義昭↓元春・隆景↓国衆となつていくことがわかる。

また、將軍直臣の国衆への「預置」に関する一連の文書にも、副状発給者として輝元の名は見えない。⁽⁴³⁾しかし、もちろん輝元に無断で、ことが進められたわけではない。義昭は韞滞在中のとある段階で、輝元へ以下の御内書を発給する。

【史料四】(年未詳) 七月二十日付足利義昭御内書⁽⁴⁴⁾

雖不_レ寄_レ思儀候、爰元相詰奉公者共事、对_レ中国諸候輩_(候)預置度候、各無_レ疎略_レ様申聞、馳走可_レ悦喜、猶昭光可_レ申候也、

七月廿日

(花押)

毛利右馬頭とのへ

本文書は天正八年から同十三年にかけて発給されたものであると考えられている。義昭は、「中国諸侯」へ側に仕えている直臣たちを預け置きたいので、そのことを申聞かせてほしいと輝元へ頼んでいる。

この要請は輝元に容れられ、そこで平賀・山内・益田・吉見・天野などの各国衆に対して、義昭から幕臣を預ける旨の御内書が発給された。この一件に關しても、副状発給者に輝元の名こそ見えないが、義昭の独断で国衆との交渉が持たれたわけではないことが明らかであろう。

ここまで、天正四年以降における大名宛と国衆宛それぞれの御内書についてみてきたが、そこに輝元の意が強く反映されていることは間違いないであろう。旧稿で指摘したように、栄典授与においては輝元が強く関与していたが、その他の場面でも同様のことがいえるのである。

ところが、義昭の勅の浦動座受け入れと同時に成立したこの文書発給形態による御内書発給も、各方面での織田氏優位の状況をうけ、天正七年以降十年にかけてその数を減らしていくこととなる。この状況が一転するのが、天正十年六月に起きた本能寺の変以降のこととなる。

三 天正十年以降の義昭の動向

(一) 賤ヶ岳の戦い

天正十年（一五八二）六月、信長が本能寺で倒れると、義昭は再び帰洛を求める御内書を発給するようになる。その発給対象は織田家臣や徳川家康まで及び、まさに濫発といつていいだろう。こうした義昭の動きに対して、織田家臣や家康は応じる姿勢を見せている。

【史料五】(天正十一年)二月十四日付徳川家康書状⁽¹⁹⁾

就公方様御帰洛之儀、預珍簡、殊信雄^(織田)・羽柴^(秀吉)、其外家老之衆御請之書状、被差添給候、即遂披見候、拙

者儀者、各次第二候条、聊無沙汰不_レ存候、将又東国筋御用之子細蒙_レ仰、不_レ可有_二疎意_一候、恐々謹言、

(天正十一年)
二月十四日
三河守家康(花押)

謹上 毛利右馬頭殿^(輝元)

この徳川家康書状は、義昭の帰洛について織田信雄・羽柴秀吉などの同意が得られていることが記され、それを以て家康にまでその要請が及んだことを示している。また、少なくとも家康宛の文書には、今までと同様に、義昭御内書に輝元書状が付されていたこともうかがえる。

一方で、これまで続けられてきた御内書発給形態に変化が見られるのが、この天正十年六月以降なのである。

天正十年十一月、義昭は上杉家臣・上条宜順と須田満親に対して、柴田勝家が自身の上洛に同意したことを伝え、上杉景勝に勝家との和睦を求めた御内書を発給する⁽⁵⁰⁾。これは勝家が上洛へ同意したことを受けて、その軍勢を京都方面に向けるためである。さらに義昭は、勝家への協力姿勢を鮮明にしていく。秀吉と勝家の対立が深まる中で、勝家は天正十一年二月十三日付で吉川元春に対して書状を遣わし、江北への出陣を告げるとともに義昭の「上意」を背景に毛利氏の「手合」を求めている⁽⁵¹⁾。さらに勝家は、三月四日付で義昭の近臣貞木島昭光に対して、詳細な戦況を送るとともに、上意をして毛利氏を動かすことを強く求めている⁽⁵²⁾。そして、義昭も毛利氏を動かすべく、輝元や吉川元春に対して御内書を発給している。

【史料六】(天正十一年)四月六日付足利義昭御内書⁽⁵³⁾

度々如申越、柴田先勢既至江北取出条、上口手合儀可指急事肝要、家孝^(小林)・今村遣_レ之候、於油断者忽可

レ為後悔、併当家再興此時条、別馳走頼入候、猶昭光可レ申候也、

卯月六日

(花押)

毛利右馬頭とのへ

「度々如申越」とあり、義昭の何度目かの催促にあたり、柴田勢が江北に出陣しているので、当家再興のためにも速やかな上方への出兵を求めている。ここから、義昭がこのとき毛利氏の意向を汲んで上杉氏側へ働きかけたわけではないことが明確であろう。すなわち、上杉・柴田間の和睦に関する御内書は、義昭の独断で発給されていたのである。

なぜ、義昭は勝家に協力するようになったのか。義昭は黒田孝高や安国寺恵瓊を通じて、秀吉にも帰洛を働きかけている。⁵⁴そして、前掲【史料五】にみるように、同意を得ているのである。しかし、秀吉側は帰洛には同意するも、毛利氏とは和平交渉中であり、義昭の帰洛に関する具体的な話は進んでいかなかったと考えられる。そこで義昭は、自身を「上意」として奉じる意をみせた勝家に肩入れしたのである。

ところが、この義昭の方針は、毛利氏の方針とは異なっていた。たしかに毛利氏は柴田側との交渉を行っていたが、⁵⁵その一方で、秀吉にも信長の弔い料を送るなどするほか、⁵⁶講和交渉も行っている。結局、この時毛利氏は秀吉と勝家⁵⁷どちらに味方するとも決めず、状況を静観することを決定するのである。

この賤ヶ岳の戦いにおける義昭の政治的立場をみると、毛利氏を動かすための一手段となっていたことがわかる。柴田・上杉間の和平調停も勝家に味方したためのものであり、在京期にあつたような支配秩序に基づいたものでもない。⁵⁸また、前章で検討を加えたように、天正四年以降は権力行使に制限がありながらも、反織田という点で、毛利氏と一体的な関係を構築していたが、それもこの時点で終わりを迎えたといっていだらう。天正十年以降、毛利氏に

とつて、義昭の政治的存在意義は徐々に消失方向へ向かつていくのである。

(二) 島津氏との関係

次に、前章でも触れたが、島津家との関係について検討を行う。

天正元年以降、義昭は度々島津氏に対して、帰洛の援助を求める御内書を発給している。⁵⁹しかし、島津側は義昭による御内書の発給範囲について、上使に対して意見を述べている。

【史料七】『上井覚兼日記』天正二年閏十一月十八日条

十八日、(中略)、此晚上使江月齋ノ宿へ為御使被遣候、(中略)、爰許三ヶ国之儀、当家之分国之事無隠候、然処、一家中なとへも、直御内書をなされ、又ハ御請を申さる、かたあまた候坎、是又かやうに有間敷事候、此等之趣、為御意得申候由申候也、

当主島津義久は上使江月齋に対して上井覚兼をして、「一家中」への御内書の発給をやめるよう求めている。この島津氏における「一家」(「御一家衆」)とは、山口研一氏により、国衆(「国方衆」「国之面々」)に相對する語として島津氏庶家を指すものとされている。⁶⁰山口氏は、この『上井覚兼日記』の記述から、島津義久が幕府との個人的つながりを持つ一家衆を排除して幕府との関係を自分一人に限定しようとし、また守護職を盾に他の国人領主との間に一線を画した地位を確立しようとしたとも指摘している。⁶¹

島津義久の上使への意見は、前章で検討を加えた毛利氏による義昭への制限の事例と類似するものと考えられよう。こうした大名側の反応が天正年間に入ってからみられるようになる背景には、義昭が京都を退去したことで、帰洛援助を求め半ば無秩序に御内書が発給されるようになった可能性が想定されるのではなからうか。こうした面から

も天正年間以降の義昭の権力の揺らぎはみえるのである。

さて、その島津氏は義昭の命を請けることにより、義昭を仰ぐ大名間の交渉を円滑化させており、義昭の存在は島津氏の領国拡大と安定に寄与していたとの指摘がある。⁽⁶²⁾ところが、島津義久は義昭との交渉を持つ一方で、織田信長の取り成しによって帰京した近衛前久を通じて京都方面との交渉も行い、天正三年から四年にかけて、その近衛前久が薩摩へ下向している。⁽⁶³⁾さらに、同八年には織田信長による島津・大友間の和平調停が行われるようになると、島津義久は和平案を容れている。⁽⁶⁴⁾このように島津氏は義昭と信長の両者と交渉を持っており、天正八年から十年六月にかけては、信長の優位を認め、信長の命である和平と毛利攻めに同意の姿勢を見せていた。⁽⁶⁵⁾しかし、信長が本能寺の変で倒れると、義昭との連携を復活させるのである。⁽⁶⁶⁾

(三) 帰洛の決定

天正十年九月、義昭は毛利・羽柴間の和平交渉の使者となっていた安国寺惠瓊と黒田孝高に対して御内書を発給し、秀吉へ帰洛の馳走を取り成すよう求めている。⁽⁶⁷⁾そして、天正十一年末に至り京芸和平は成立し、羽柴・毛利間において義昭の帰洛も正式に決定したと考えられる。⁽⁶⁸⁾秀吉の同意が得られたことをうけて、義昭は春日局を上方へ遣わしているが、この件については、毛利氏側は詳細を知らなかったようである。⁽⁶⁹⁾ここに、義昭と毛利氏との乖離はより広がりを見せるに至るのである。

ところが、義昭の上洛は天正十二年春には実現せず、また九州の諸大名に正式にこのことが伝えられたのは、さらに遅れて天正十二年九月以降となる。天正十二年八月二十五日、この日付をもって毛利輝元は龍造寺政家・宗像氏貞・島津義久らに対して義昭帰洛の旨を伝える書状を発給するが、⁽⁷⁰⁾同内容の義昭御内書は九月五日付で発給されるの

である。⁽⁷³⁾ 前章までで触れた義昭御内書に輝元書状が副えられる場合、日付は同日付もしくは御内書が先の発給となるのが常であった。ところが、天正十二年に至り、輝元書状が先に発給されているのである。

この御内書を持った上使柳澤元政と毛利家使僧五戒坊が鹿見島に到着したのは、翌十三年二月となる。⁽⁷⁴⁾ 柳澤元政は「上使」として御内書を義久へ渡しているが、柳澤元政が鹿見島に到着する少し前から、「公儀為御使、下向被成候」と蔭涼軒清叔寿泉がやはり「上使」として下向しているのである。⁽⁷⁵⁾ 蔭涼軒は近衛信輔が義久に対して前年四月に行われた龍造寺氏との戦いの戦勝を賀す書状⁽⁷⁶⁾を持ち下向しているが、この他に「御内書」も持参し義久に渡している。⁽⁷⁸⁾ この「公儀」の「御内書」とは何を指すものであるのか。

中央権力が島津氏との交流を行うときに近衛氏を仲介としたことは、足利義輝や織田信長の例が知られるが、この時秀吉が近衛氏を通じて島津氏との交渉を行ったとしても、それが「公儀」とされるとは考えにくい。たしかに、天正十二年七月初めに大友氏や龍造寺氏が秀吉に通じているとの風聞があるが、⁽⁷⁹⁾『上井覚兼日記』の記述には「葉柴筑州」とあり、その半年後に秀吉を「公儀」とはしないでであろう。また、近衛信輔を「公儀」と呼称することも考えられにくく、『上井覚兼日記』では近衛氏は「御家門様」と記されることが多く、やはり「公儀」とはし得ない。すると、この「公儀」とは義昭の可能性が考えられよう。

蔭涼軒が義昭御内書をもたらした場合、天正元年以来途絶していた義昭と京都とのつながりが、ここに復活したことになる。その背景には秀吉の存在があるのではなからうか。秀吉による義昭帰洛への同意以降、両者は毛利氏を介さない交渉を進めており、天正十三年五月には、秀吉が義昭へ馬を贈られた返礼として、義昭から帷子や鞍などが贈られるとともに、上洛への馳走を再度頼んだ義昭書状が発給されている。⁽⁸⁰⁾ また、同時期には聖護院道澄も義昭へと書状を送っている。

【史料八】（天正十三年）十二月五日付聖護院道澄書状⁸¹

將又吉野火打一遣_レ之候、鉄放之可_レ為_二用意_一候坎、一笑_レ、

遙久閣筆疎遠之至候、去夏、公儀へ御案内申入之間、以書状雖申共州、為御使下向故不相達由候、遠路_レ勞之段、推量申候、乍去仕合無比類_一之由、無其隱之間珍重候、將又去秋令入峯之奈祈念之札守并乍此少_一此一端遣_レ之候、誠表空書計候、先年在国之刻、懇意之儀共、聊以不_レ令忘却_一候へ共、遠路故毎々背本意候、今度大地震故、於禁中御祈祷之儀被仰出候間、以外取乱不能委細_一候、かしこ、

極月五日（花押）

柳澤元政
柳新右

本状は、道澄の入峯と大地震との記述から、天正十三年に比定できる⁸²。ここで、やはり夏頃に道澄からも義昭へ音信が送られたことがうかがえる。また、元政への音信は長期間を経てのようで、道澄が安芸国に在国していた元龜二年（一五七一）から天正三年時の旧交を記している。このように、天正十二年から翌年にかけて、京都方面から義昭への音信が行われており、秀吉による九州への交渉の一手段として義昭に何らかの働きかけがあった可能性は想定できよう。

さて、話を柳澤元政へ戻すが、このもう一方の「上使」柳澤元政は、毛利家使僧五戒坊と下向してくるとともに、上意として鳥津氏に対して輝元と協力し大友氏を攻めるよう要請しているのである⁸³。この方針は、天正十二年七月頃には大友氏と好誼を通じていた秀吉側の意向とは反するものと思われる。

では、なぜ義昭と輝元は、この段階で鳥津氏に大友攻めへの協力を要請したのか。天正十二年九月時点で秀吉が小牧・長久手の戦いの最中であり、いまだ秀吉の権力が盤石とはいえない状況のなかで、毛利氏は秀吉への従属を強め

つつも、九州諸大名との連携を取るという二面外交を展開していた。⁽⁸⁵⁾すなわち、大友攻めの命令は、毛利氏の意向が強く反映されたものではなからうか。そのために従来と違い、毛利輝元書状が先に発給され、上使が派遣されたのである。

ここまでの検討を通じて、義昭の政治的存在意義について言及しておきたい。天正十年以降、義昭は情勢を左右する存在、つまり（毛利氏という）軍事力を有する一勢力とはいいがたく、また毛利家の政治方針に強制力を発揮できる立場になかったことは明確であろう。一方で、毛利氏にとって大名間交渉における手札となっていたことも、同時に看取できよう。すなわち、毛利氏はおろか国衆へも軍事動員を命令できるような政治的立場ではなく、まさしく將軍であったということによる観念的な立場にあったのである。

四 九州出兵と義昭―最後の大名間和平調停―

天正十三年（一五八五）十月、関白秀吉は勅定によるとして、島津氏に対して大友氏との停戦を命じる。⁽⁸⁶⁾この停戦命令は大友氏や毛利氏に対しても出され、翌年正月には毛利輝元は島津義久へ停戦命令を受諾したことを報じている。⁽⁸⁷⁾輝元はこの書状の中で島津氏と京都（秀吉）との交渉の仲介に立つことも伝えており、前年九月頃の外交方針などは撤回し秀吉の方針に従ったといえる。しかし、島津氏はこれを受け入れることなく、天正十四年六月に大友領への侵攻を開始する。これを受けて、秀吉も九州への出兵を決定し、同年十月には毛利勢が九州に上陸する。

ところが、天正十三年十一月、輝元は柳澤元政に対して以下の書状を発給している。

【史料九】（天正十三年）十一月十日付毛利輝元書状⁽⁸⁸⁾

急度令_レ申候、去年薩州御下向之以_レ首尾、豊州半之儀被_レ及_レ銚楯、大友家之事可_レ被_レ相果、躰之由候、依_レ玆豊筑一味中入魂之条、一勢差下候、然時者薩州此方手合之儀肝要ニ相随候、此分目、至_レ薩州ニ申談度候条、御方之事、誠寒天遠国、以_レ旁御辛勞無_レ申計候へ共、御下向候て可_レ給候、以來之儀、豊筑依_レ模様不_レ謂_レ月迫、自身可_レ出張迄候、以_レ右之趣、早速御分別可_レ為_レ祝着候、書状口上之儀者不_レ及_レ直談候、追々差下申為_レ御分別候、猶任_レ口上候、恐々謹言、

十一月十日

右馬頭

輝元(花押)

柳澤新右衛門尉殿

進之候

柳澤元政の薩摩国下向により大友氏討伐が決定され、毛利氏も軍勢を派遣するとして、その場合島津氏との協力が必要であるとして、再度の薩摩国下向を柳澤に求めた内容となる。

本状の年次比定であるが、柳澤元政が薩摩国に下向したのは、出發が天正十二年九月頃、備後国への帰着が天正十三年五月末ごろと推定される⁸⁹。ここから「去年」が十二年を指すのか、十三年を指すのかは判断に迷う。しかし、本状では「自身可_レ出張」と出陣前であると考えられ、輝元は天正十四年十月には九州に上陸しているので、本状は十三年に比定できよう。

さて、本状を天正十三年のものとする、この書状は秀吉の九州停戦命令の後に発給されたものとなる。秀吉の停戦命令以降、毛利・大友間は融和が図られるようになるが、それでもなお、毛利氏は島津氏との協力による大友攻めを行おうとしたのであろうか⁹⁰。書状の発給の時期が、停戦命令の到着の前後どちらに当たるかは判然としないが、ここではこの輝元の書状を受けて、義昭が島津氏に対し、毛利氏が豊前に出兵した際には協力するよう求めたことを問題としたい⁹¹。この御内書は天正十三年十一月十八日付で発給され、島津義弘へ「義」字を偏諱として与えた御内書も

同時に出されている⁽⁹²⁾。すなわち、義昭はこの段階で、毛利氏の意向に沿った行動をとったのである。そのために、大友氏を援助する方針を示していた豊臣政権の意向から外れることとなった。つまり、義昭は政治情勢を正確に把握することなく、御内書を発給していたのである。

豊臣方による九州出兵が開始すると、毛利氏は島津氏を攻める側に立っていた。そして、戦争が本格化するなかで、天正十四年十二月に義昭は秀吉と島津氏の戦争が「無心元」として、和睦の仲裁に立つと島津義久らに対して御内書を発給する⁽⁹³⁾。この「無心元」は自身が島津氏に対して大友攻めを要請したこともあったの文言ではなからうか。そして、天正十四年段階に至り、義昭による和平調停の名目は、以前からのものとは全くの別物となったのである。

この義昭からの申し出にいち早く反応したのは島津義弘で、義昭は翌天正十五年二月二十六日付で義弘宛に以下の御内書を発給する。

【史料十】(天正十五年)二月二十六日付足利義昭御内書⁽⁹⁴⁾

和平儀申遣処、言上之趣、尤以神妙、就其秀長存分之通、委細申含昭秀指下之、入眼肝要、猶昭光可申候也、

二月廿六日

(花押)

嶋津兵庫頭とのへ^(義弘)

本状において注目すべきは、「秀長存分之通、委細申含昭秀指下之」である。すなわち、義昭は豊臣秀長の存分を承知しているとして、それを島津氏に取り次いでいる⁽⁹⁵⁾。ここに政権と義昭が通じていたことは明らかであるといえよう⁽⁹⁶⁾。

さらに、三月になると薩摩に下向していた一色昭秀が木食上人や安国寺恵瓊とともに、島津氏に対して和平勧告を行っており⁽⁹⁷⁾、その行動は豊臣政権の一交渉経路として機能しているに過ぎないものになる。また、義昭自身も三月十

二日には備後国赤坂まで出向き秀吉に参礼している。⁹⁸

このように、義昭の政治的存在意義は、天正十三年以降においては、毛利氏の対島津氏用の交渉における一手札に過ぎなかった。また、京都とのつながりがあったにも関わらず、当時の中央権力の意に反する御内書を発給していることも見逃せない。そして、豊臣政権による九州出兵が始まると、政権下に組み込まれ、その下で交渉窓口の一つとなるのである。

おわりに

本稿では天正四年以降の足利義昭の動向を整理するとともに、とくに権力行使という点から、その政治的な存在意義について検討を加えてきた。

天正四年（一五七六）、義昭は鞆の浦に移り毛利氏の庇護下に入ること、毛利という強力な軍勢力を手に入れたが、その権力行使に制限がかけられていた。対大名交渉という点では、將軍という立場上持ち得た幅広い交渉経路を有し、そこに毛利輝元の副状が付されることで、あたかもその命令が効力を持つかのようにみえるが、その内実は毛利輝元が主導するものの補助的権能に過ぎず、將軍独自の権力の行使とはいかない状況にあった。また、毛利氏に属する国衆に対して直接御内書を発給できるのは限られた場面のみとなり、毛利氏の家中統制に利用されるものの、国衆に対し直接義昭が命令を下すということはみられなくなった。そして、輝元を介した軍事動員を命じる御内書も、天正十年以降は発給されることがなくなるのである。

さらに、天正十年六月以降、最大の敵であった織田信長が死去したことにより、義昭は急速にその政治的立場を弱

めていく。とくに毛利氏との間に生じた間隙は、義昭から時の情勢を左右する力を失わせ、毛利氏にとっての外交手札として、言うなれば観念的な存在としてのみ政治的な存在意義を残すこととなった。

天正期における義昭は、様々な面で將軍権力への制限をかけられており、それを受容せざるを得ない状況にあったのである。こうした義昭の政治的立場をみると、天正十三年に九州への停戦命令を出した豊臣政權にとって、義昭が凌駕しなければならぬ存在であったとは考えにくいのである。

信長のように中央政權として未熟であった段階では、將軍は相対的にその政治的存在意義が認められるが、中央政權の成熟とともに、將軍権威はその限界を迎えることとなった。

戦国末期における足利將軍とはいかなる存在であったかと考えたとき、天正年間以降の立場については、対大名などへの強制力・影響力を有した存在ではなく、足利將軍家が連綿と続いてきたことにより得ていた、社会的な観念としての伝統的権威に過ぎなかったと結論付ける。

註

- (1) 奥野高広『足利義昭』(吉川弘文館、一九六〇年)。
 (2) 藤田達生『頼幕府』論(『雲備地方史研究』二六八・二六九、二〇一〇年)。
 (3) 山田康弘『戦国時代の足利将軍』(吉川弘文館、二〇一一年)。
 (4) 拙稿「足利義昭の栄典・諸免許の授与」(『国史学』二二一、二〇一三年)。
 (5) 木下昌規「頼朝後の将軍足利義昭とその周辺をめぐって」(同『戦国期足利将軍家の権力構造』岩田書院、二〇一四年)。
 (6) 佐藤博信「足利晴氏・義氏とその時代―後北条氏との関係を中心に―」(同『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年)。
 (7) 尾下成敏「九州停戦命令をめぐる政治過程―豊臣」惣無事令」の再検討―」(『史林』九三、二〇一〇年)。
 (8) 戸谷穂高「豊臣政権の取次―天正年間対西国政策を対象として―」(『戦国史研究』四九、二〇〇五年)、中野等「豊臣政権論」(『岩波講座 日本歴史』近世一、二〇一四年)。
 (9) 『吉川家文書 一』(『大日本古文書』所収) 八二。『小早川家文書 一』(『大日本古文書』所収) 二五八。東京大学史料編纂所架蔵影写本「柳澤文書 四」一八〜二八丁。
 (10) 『大日本史料 第一〇編之一七』天正元年八月一日条所収「乃美文書」。
 (11) 『毛利家文書 一』(『大日本古文書』所収) 三三二。
 (12) 『大日本史料 第一〇編之二八』天正元年十一月五日条所収「別本土林証文」。
 (13) 『吉川家文書 一』六一〇。
 (14) ほかに安国寺恵瓊らへの御内書発給が確認できる『小早川家文書 一』二四九。『吉川家文書 一』四八九。『熊谷家文書』(『大日本古文書』所収) 一五五。東京大学史料編纂所架蔵影写本「菊池菊一郎氏所蔵文書」(三丁)。
 (15) 『広島県史 古代・中世資料編五』所収「福原文書」四四。
 (16) 『吉川家文書 一』七四。
 (17) 『毛利家文書 一』三三四。
 (18) 『平賀家文書』(『大日本古文書』所収) 一二二。『山内首藤文書』(『大日本古文書』所収) 二四八・二四九・三〇九。『熊谷家文書』一五六・一六八・一六九。『広島県史 古代中世資料編五』所収「天野毛利家文書」九〇。『萩藩閥閥録 三』(山口県文書館) 卷二二―三・周布吉兵衛二〇三。
 (19) 『熊谷家文書』一六九。
 (20) 『山内家文書』二四八・三〇九。

- (21) 『山内首藤家文書』二四九。
- (22) 『上越市史 別編一』一三〇一・一三〇二「上杉家文書」。『戦国遺文 武田氏編』四〇八一「古今消息集」・四〇八二「三浦周行氏所藏文書」など。
- (23) 『上越市史 別編二』一三〇一「上杉家文書」。
- (24) 『山口県史 史料編中世三』所収山口県文書館所蔵「石田毛利家文書」一九五。
- (25) 栄典授与に際しても、輝元が仲介する事例が散見される(拙稿前掲註(4)論文)。
- (26) 足利義輝御内書を一度毛利元就が受け取り、元就が書状を付し、各国衆へ与えるという伝達経路であったことが指摘されている(秋山伸隆「戦国大名毛利氏領国の支配構造」『史学研究』一六七、一九八五年)。今岡典和「戦国期の地域権力と官途―毛利氏を素材として―」(『上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年)。
- (27) 『上井覚兼日記』(『大日本古記録』所収)天正二年閏十一月八日条。後述。
- (28) この義昭の鞆の浦動座をめぐる、大名権力にとつての利・不利については、山本浩樹氏が指摘している(山本浩樹「戦国大名毛利氏の戦争」『織豊期研究』二、二〇〇〇年)。
- (29) 伊集守道「天正期島津氏の領国拡大と足利義昭の関係」(『九州史学』一五七、二〇一〇年)。丸島和洋「武田・毛利同盟の成立過程と足利義昭の「甲相越三和」調停―すれ違う使者と書状群―」(『武田氏研究』五三、二〇一六年)。
- (30) たとえば、(天正四年)八月十三日付上杉謙信宛足利義昭御内書には「猶輝元・隆景可申候也」とあり(『上杉家文書三』)、『大日本古文書』所収)一・二二〇)、かつ同日付で一色昭秀・真木島昭光連署状も発給されている(『上杉家文書二』六五〇)。
- (31) 『島津家文書』三二一四二二。
- (32) 『島津家文書』一九六・九七。
- (33) 『大分県史料』二二六所収「大友家文書」四三五、四三八。
- (34) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「柳澤文書」四一三九丁。「小早川家文書」一・二二七〇。
- (35) 『手鑑 万代帖』(古筆学研究所、二〇〇一年)三四。
- (36) 奥野高広『増訂織田信長文書の研究』上二〇九「成實堂文庫所蔵文書」。
- (37) 堀新「信長公記とその時代」(堀新編『信長公記を読む』吉川弘文館、二〇〇九年)。近年、この「条書」について、権力の制限は限定的であったなど、これまでの強制力

- という点で消極的な見解も出されている(金子拓『織田信長(天下人)の実像』講談社現代新書、二〇一四年。神田千里『織田信長』ちくま新書、二〇一四年)。
- (38) むしろ、「五ヶ条の条書」発給(元亀元年正月)以後、義昭御内書から「猶信長可申候也」といった文言はみられなくなる。
- (39) 詳しくは拙稿前掲註(4)論文を参照。
- (40) この三者の他には、国司元武宛が確認できる(東京大学史料編纂所架蔵影写本「国司文書」一〇・一一丁)。
- (41) 『山口県史 史料編中世三』所収「右田毛利家文書」一五一。
- (42) 『吉川家文書 一』七九。『小早川家文書 二』所収「中高寛一郎所蔵文書」。『平賀家文書 二四』。『益田家文書 二』三六九。『兵庫県史 史料編中世九』所収「草刈家証文」四。『山口県史 史料編中世三』所収「右田毛利家文書」一五八。『萩藩閥閥録 三』卷一一一—三周布吉兵衛、二〇二。
- (43) この将軍直臣の国衆への「預置」については、木下氏により、天正八年から同十三年にかけて行われたことが指摘されている(木下前掲註(5)論文)。以下、特に断らない限り、この件に関する文書の年次比定などは木下論文による。
- (44) 『毛利家文書 一』三三五。
- (45) たとえば、水主長門守の「預置」に関する天野元政宛、真木島昭光書状には、「中国諸侯衆中江老人充被預置度由、対輝元・隆景被仰出候所、尤無余儀旨被及御請候」とある(『山口県史 史料編中世三』所収山口県文書館所蔵「右田毛利家文書」一四四)。
- (46) 『平賀家文書 一四九』。『山内首藤文書 二六一、二六二』。『益田家文書 三二七四四』。『萩藩閥閥録 一』卷六毛利伊勢、三一。『山口県史 史料編中世三』所収山口県文書館所蔵「右田毛利家文書」一四四・一四五・一四六。
- (47) 前掲註(4)拙稿。
- (48) 対大名宛と同様に、国衆に宛てた御内書もその発給数は減少傾向にある。
- (49) 『毛利家文書 三』二〇一四。
- (50) 『上越市史 別編二』二六〇五「片山光一氏所蔵文書」。上条宜順宛は『上越市史 別編二』二六〇四「斎藤秀平氏旧蔵文書」。
- (51) 『吉川家文書 二』一四七一。
- (52) 『手鑑 万代帖』五〇。
- (53) 『山口県史 史料編中世二』所収「徳山毛利家文書」二。
- (54) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「古文書纂」二、一一

○丁。『新修福岡市史 資料編中世二』所収「黒田家文書」二九。

(55) 『吉川家文書 一』七八。

(56) 『毛利家文書 一』三四七。

(57) 『毛利家文書 一』三四九。

(58) 義昭の和平調停については、別稿を用意している。

(59) 『島津家文書 一』九二一九七。

(60) 山口研一「織豊期島津氏の権力構造」〔『史友』一七、一九八五年〕。

(61) この山口氏の見解に対して、国衆との間に一線を画すほどの効力を守護職に求めていたかどうかは、なお慎重な検討が必要であるとの伊集守道氏の指摘がある（伊集前掲註〈29〉論文）。

(62) 伊集前掲註〈29〉論文。

(63) 『公卿補任』〔『国史大系』所収〕天正三年条ほか。

(64) 『島津家文書』九八・九九・一〇〇・一四二九。『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』（以下、『旧記雑録』）一一〇四・一二〇六・一二八二・一二八三。

(65) 黒嶋敏「織田信長と島津義久」（『日本歴史』七四一、二〇一〇年）。

(66) 『島津家文書 一』九〇。

(67) 『新修福岡市史 資料編中世二』所収「黒田家文書」二

九。東京大学史料編纂所架蔵影写本「古文書纂」一一〇丁。

(68) 輝元は「京芸和平」の「御礼」ため、小早川秀包と吉川広家を上洛させている（『大日本史料 第一編之五』天正十一年九月七日条所収「金子文書」「吉川家文書」）。

(69) 秀吉が義昭の帰洛に同意した時期は、先に掲げた（天正十一年）二月十四日付毛利輝元宛徳川家康書状によれば、天正十年中と考えられる。しかし、義昭は賤ヶ岳の戦いに際しては、柴田勝家に肩入れしており、天正十年六月から天正十一年半ばにかけての状況が不明確となる。記録上では『上井覚兼日記』天正十二年二月十四日条に、島津氏のもとに義昭が秀吉の馳走により当春上洛することが伝えられていることから、ここでは天正十一年中とする。

(70) 『上井覚兼日記』天正十二年二月十四日条。

(71) 『毛利家文書 三』八三九。

(72) 『佐賀県史料集成 三』所収「龍造寺家文書」一一三三。『宗像大社文書 第一卷』（宗像大社文書編纂刊行委員会編、吉川弘文館）一五九。『上井覚兼日記』天正十三年二月九日条。

(73) 『佐賀県史料集成 三』所収「龍造寺家文書」一一三三。『宗像大社文書 第一卷』一五八（真木島昭光副状）。『島津家文書 一』一〇一・一〇二。

- (74) 『上井覚兼日記』 天正十三年二月九日条。
- (75) 『上井覚兼日記』 天正十三年四月十八日条。
- (76) 『上井覚兼日記』 天正十二年十二月五日条。
- (77) 『島津家文書 一』 二九三。この近衛信輔書状には「蔭涼軒下国之由候条、依的便如此候」とあり、信輔は蔭涼軒に書状を託したに過ぎない。
- (78) 『上井覚兼日記』 天正十二年十二月六日条。
- (79) 『上井覚兼日記』 天正十二年七月二十八日条。
- (80) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「古文書集 九」二十丁。
- (81) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「柳澤文書 三」三七丁。
- (82) 道澄の入峯は七月末に行われ(『兼見卿記』(『史料纂集』所収)天正十三年七月二十五日条ほか)、また同年十一月二十九日に畿内で地震が起き、道澄が禁中において護摩を行うことが決定している(『兼見卿記』天正十三年十一月二十九日・十二月四日・九日条ほか)。
- (83) 『旧記雑録 後編二』二三三。
- (84) 毛利氏の秀吉への従属過程は、段階的に進められたことが指摘されている(跡部信「秀吉の人質策―家康臣従過程を再検討する―」(藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造 戦場論上』岩田書院、二〇〇六年)。
- (85) 伊集守道氏は、当該期の毛利氏の大名間外交を検討したうえで、毛利氏は秀吉と島津氏とを両天秤に掛けていたとする(前掲註(29)論文)。この見解には肯首できるが、それだけではないことはこれまでの検討で明らかであろう。当該期はまだ大名間の関係が明確になることはなく、各々が交渉を展開していたのである。
- (86) 『島津家文書 一』三四四。
- (87) 『旧記雑録 附録一』一〇四三。
- (88) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「柳澤文書 六」五四丁。
- (89) 天正十三年五月二十七日付で、輝元は元政に対して上使としての下向を旁うとともに、様子を尋ねた書状を発給している(『柳澤文書 三』二十八丁)。
- (90) 秀吉による停戦命令を受けて、輝元は小早川隆景・吉川元長を大坂へ派遣し、両者は天正十三年十二月に秀吉に謁見している(『大日本史料 第一編之二十四』天正十三年十二月二十一日条所収「顕如上人貝塚御座所日記」ほか)。同じころ、大友氏に対しても、毛利氏との間に停戦を図るよう書状が発給されている(『大分県史料 三三』所収「大友家文書録」一九四四)。
- (91) 『島津家文書 一』一〇三。同内容の御内書は、喜入季久宛のものも残る(『旧記雑録 二』二二三)。

- (92) 『島津家文書』二六四〇。これらの御内書が島津氏のもとに届いたのは、天正十四年八月ころであると考えられる(『上井覚兼日記』天正十四年八月十七日条)。
- (93) 義久の他、島津義弘・伊集院忠棟・島津家久へ発給されている(『島津家文書』一)一〇四・一〇五・一〇六。大阪城天守閣『秀吉への挑戦』所収「島津基之氏所藏文書」。
- (94) 『島津家文書』一)一〇七。
- (95) 豊臣秀長は天正十三年ころより、九州への交渉経路の一つとなっていた(戸谷前掲註(8)論文)。
- (96) この直前、二月七日には義昭の使者が上洛し、秀吉に太刀を献上している(『兼見卿記』〈『史料纂集』所収)天正十五年二月七日条)。
- (97) 『旧記雑録』後編二)二四七・二四九・二五〇。
- (98) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『九州御動座記』(前田育徳会尊経閣文庫所蔵)。